

市第 108 号議案

横浜市工場立地法地域準則条例の一部改正

横浜市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

横浜市工場立地法地域準則条例（平成12年 2 月横浜市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市工場立地法市準則条例

第 1 条中「第 4 条の 2 第 1 項」を「第 4 条の 2 第 2 項」に改める

。

第 3 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 3 項」に改める

。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（横浜みどり税条例の一部改正）

2 横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号中「横浜市工場立地法地域準則条例」を「横浜市工場立地法市準則条例」に改める。

## 提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市工場立地法地域準則条例の一部を改正する必要があるので提案する。

### 参 考

横浜市工場立地法地域準則条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

横浜市工場立地法市準則条例  
横浜市工場立地法地域準則条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、第 4 条の 2 第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

( 区域の区分における設定区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合 )

第 3 条 法 第 4 条の 2 第 3 項  
第 4 条の 2 第 2 項 に規定する区域の区分における設定区域並びに緑地の面積の敷地面積に対する割合及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

横浜みどり税条例 ( 抜粋 )

( 上段 改正案  
下段 現行 )

( 特定緑化部分に対して課する固定資産税等の特例 )

第 5 条 次に掲げるそれぞれの割合に相当する緑化を行った部分 ( 以下「基準緑化部分」という。 ) に加えて更に当該割合に 5 パーセントを加算した割合以上の緑化を行った場合における当該基準緑化部分を超えて緑化を行った部分 ( 以下「特定緑化部分」という。 ) を有する建築物の敷地の用に供されている土地 ( 面積が 50 平方メートル未満のものを除く。 ) について現に当該特定緑化部分が存するものと市長が認定し、かつ、当該土地に存する基準緑化部分及び特定緑化部分 ( 以下「緑化部分」と総称する。 ) に係る建築物の所有者又は管理者が当該緑化部分について 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に締結した場合には、当該土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該契約を締結した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 10 年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち当該特定緑化部分が当該土地に占める割合に相当するそれぞ

れの額のそれぞれ 4 分の 1 に相当する額を当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。

( 第 1 号から第 4 号まで省略 )

- (5) 工場立地法 ( 昭和 34 年法律第 24 号 ) 第 6 条第 1 項に規定する特定工場の敷地については、前各号の規定にかかわらず、当該敷地が、横浜市工場立地法市準則条例 ( 平成 12 年 2 月横浜市条例第 9 号 ) 別表第 1 に定める第一種区域 ( 以下この号において「第一種区域」という。 ) に存する場合にあっては同表に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合、同条例別表第 2 に定める第二種区域 ( 以下この号において「第二種区域」という。 ) に存する場合にあっては同表に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合又はこれら以外の区域に存する場合にあっては当該敷地に係る同法第 4 条第 1 項の規定に基づき公表される製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則 ( 以下この号において「法準則」という。 ) に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合 ( 当該敷地が第一種区域、第二種区域及びこれら以外の区域のうち 2 以上の区域にわたる場合においては、その敷地に占めるそれぞれの区域の割合につき、第一種区域のそれが最も多いときはその敷地の全部について同条例別表第 1 に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合、第二種区域のそれが最も多いときはその敷地の全部について同条例別表第 2 に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合又はこれら以外の区域のそれが最も多いときはその敷地の全部について法準則に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合 )